

経費の支払いに係る留意事項について  
(元気なまちづくりプロジェクト地域活動支援事業補助金)

## 1 銀行振込【原則】

補助対象経費は、できる限り、銀行振込により支払ってください。補助金を適正に執行し、振込により金融機関の明細書を残すためです。

なお、入金の際に、別途、金融機関に対して支払った手数料は補助対象外です。

## 2 クレジットカード払い

クレジットカードによる支払は、補助対象期間中に引き落としが確認できる場合のみ認められます。(購入品の引き取りが補助対象期間中でも、口座からの引き落としが補助対象期間外であれば、補助対象外経費となります。分割払いにより、補助事業期間中に支払が完了せず、所有権が補助事業者に帰属しない物品購入も対象外です。リボルビング払いの物品購入も対象外です。)

クレジットカード払いをした場合は、以下の証拠書類の提出が必要です。

(1) 領収証(法人の場合は宛名が法人名のもの。クレジットカード払いであること及び金額の内訳が明記されているもの。)

※ クレジット払いであることが明記されていない場合、クレジットカード利用時に発行される「お客様売上票(お買上票)のお客様控え」を添付してください。

※ 金額の内訳が明記されていない場合、レシート等の内訳が分かるものを添付してください。見積書及び納品書で内訳が確認できれば、レシート等の添付は不要です。

(2) カード会社発行の「カードご利用代金明細書」

※ インターネットによる明細を印刷したものでも構いません。

(3) クレジットカード決済口座の通帳の該当部分

※ 口座からの引き落としが補助事業期間内に完了している必要があります。

## 3 立替払い

立替払いとは、本来補助事業を採択された団体(以下、「団体」という。)が支払うべき経費を、団体の構成員が一時的に立て替え、後日団体が構成員に精算することです。

(1) 立替払いを補助対象経費とするためには、以下の2点を確認できる証拠書類の提出が必要です。

ア 補助対象期間中に、立替払い者が支払いを完了していること

イ 補助対象期間中に、団体と立替払い者との間での精算が確認できること

(2) 立替払い者がクレジットカード払いをした場合は、3-(1)に加え、2-(1)~(3)の証拠書類の提出が併せて必要となります。

## 4 その他

決済は法定通貨でお願いします。仮想通貨・クーポン・(クレジットカード会社等から付与された)特典ポイント・金券・商品券(プレミアム付き商品券を含む)を利用し、支払った部分は補助対象外の経費となります。

(例)

1,000円の物品を100円分相当のポイントを利用し、購入するとき。

⇒ 1,000円 - 100円(ポイント分) = 900円

ポイント分の100円は補助対象外の経費となり、

それを差し引いた900円が補助対象経費となります。